

協定区域	東灘区向洋町中6丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新	認可 1996年9月3日
	面積	16,524.63 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。	年月日	更新 2016年9月2日
用途地域	第1種住居地域		有効期間	2016年9月2日～2026年9月1日(10年)

協定内容の概要

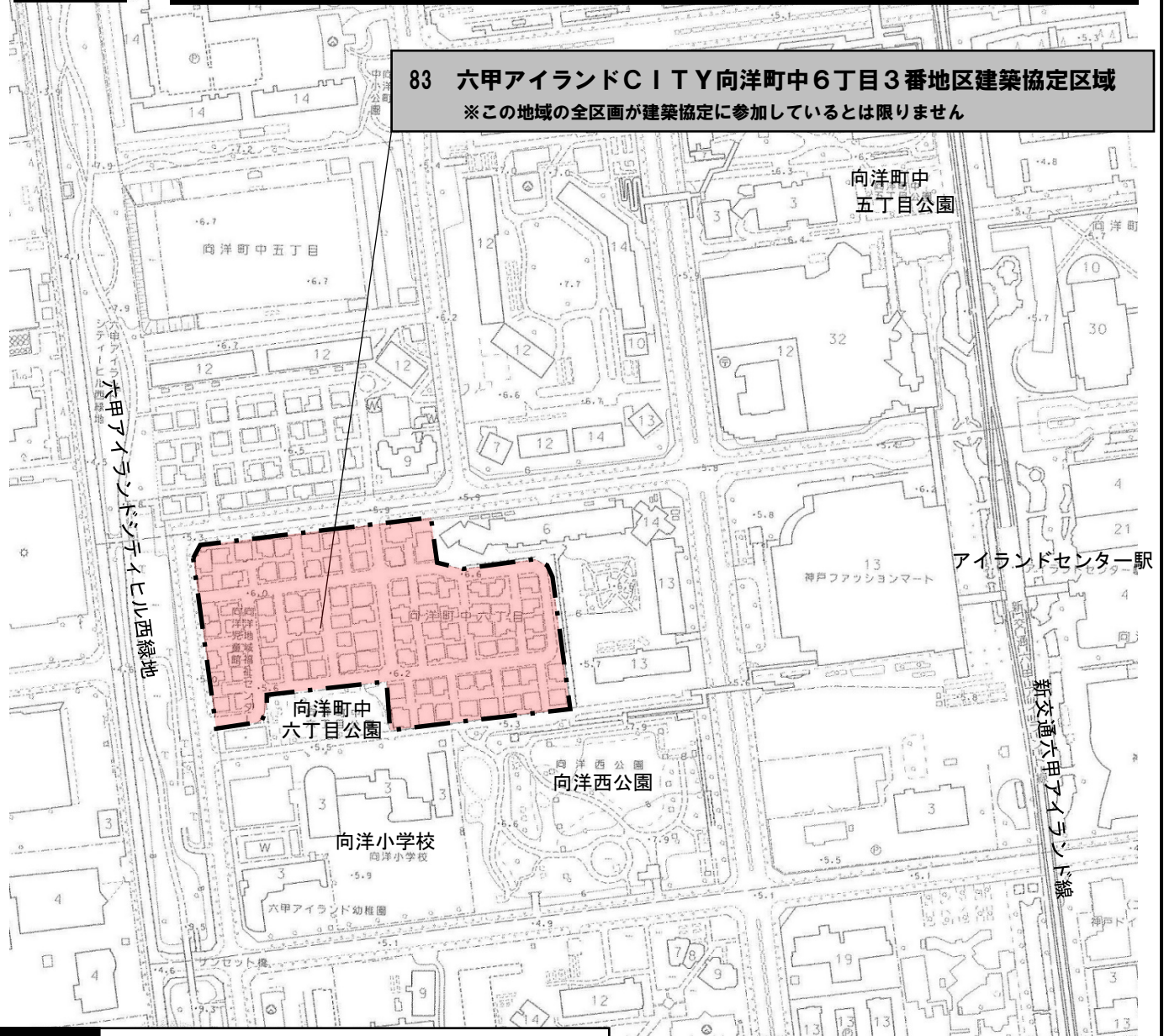
- (1) 建築物は、専有宅地1区画につき1戸とし、立体式駐車場は、設置してはならない。
- (2) 建築物の用途は、専用住宅に限る。
- (3) 車庫、門等の扉は、開放時に敷地境界線を越えてはならないものとする。
- (4) 宅地の地盤面の高さは、分譲時の現況地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び車庫の築造等のための必要最低限の変更はこの限りでない。
- (5) 分譲時の現況地盤面又は分譲時に築造されている石積み、擁壁等の天端位置より新たに外周境界方向の空間へ人工地盤の目的等で工作物を張り出し、又は延長してはならない。また、石積み、ブロック積み、擁壁等の直上にブロックを積むなどしてその高さを変更してはならない。ただし、石積み、ブロック積み、擁壁等から後退した位置に設置する物で、地盤面より高さ60センチメートル以下のものは、この限りでない。法の範囲及び形状についても、分譲時の現況を保つものとする。
- (6) 広告板等を設けてはならない。
- (7) 専有宅地の車の出入口は、地区施設、パークロード又は幹線道路に面して設けてはならない。また、人の出入口は、パークロード又は幹線道路に面して設けてはならない。ただし、3番29及び3番48の車及び人の出入口はパークロードの交差点から5メートル以上離してパークロードに面して、3番30及び3番47の車及び人の出入口はパークロードに面して、それぞれ設けることができる。
- (8) 専有宅地内に垣、柵、門扉等を設置する場合は、周辺環境と調和する材料及び色のものを用いる。また、石積み、レンガ積み、コンクリート造り、コンクリートブロック積み等は、門柱等のために部分的に用いる場合を除いて、地盤面より60センチメートル以下の腰積みとして用いるものとする。また、垣及び柵の高さは、地盤面より1.6メートル以内とする。ただし、生垣については地盤面より1.8メートルの高さまで可とする。
- (9) 隣接宅地に面して設ける垣、柵等は、その隣接宅地との間に高低差がある場合には、原則として高い方の宅地の土地所有者が当該宅地にこれを設けるものとする。
- (10) 分譲時に植樹されている生垣及び法面保護のための灌木類は、原則として現状維持に努めるものとする。
- (11) 専有宅地内は、植樹及び植栽に努めるものとする。
- (12) アマチュア無線等のアンテナは、屋外に設置してはならないものとする。
- (13) 当該区域の各区画の主たる建築物の屋根の形状については、勾配屋根とし、その屋根の材料については、部分的に使用する場合を除いて、原則として、瓦及び石綿セメント系のものを使用し、金属材料を使用しない。また、その屋根の色については、原則として黒及びグレー系のものを使用する。その外壁及び部分的な屋根の形状、材料及び色については、周辺環境と調和するものとする。また、カーポート等の附属建築物の屋根及び外壁についても、周辺環境と調和する形状、材料及び色とする。
- (14) 屋根の上に太陽電池パネル、太陽熱温水器等を設置する場合は、周辺環境と調和する形状、材料及び色とする。
- (15) コモンに隣接する専有宅地内の舗装材は、コモンと一体感を保つため、原則として現状を維持するものとする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

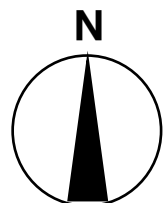
運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

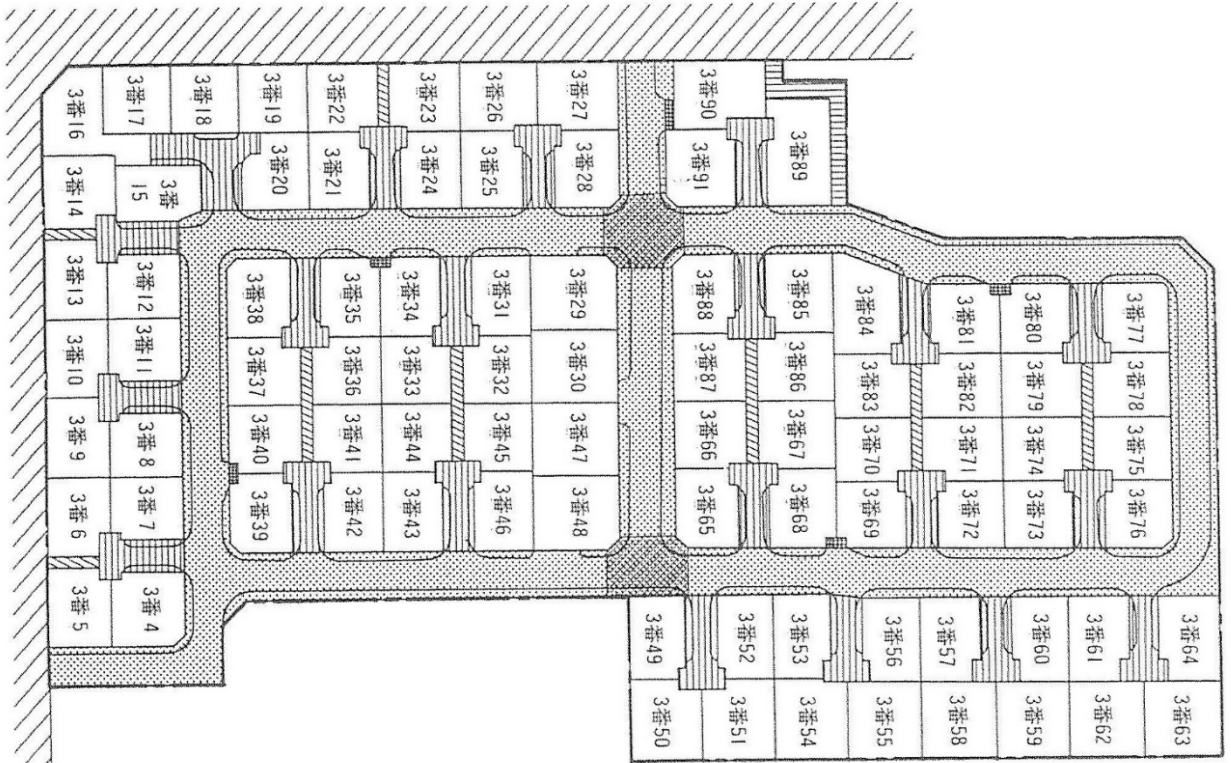
83 六甲アイランドCITY向洋町中6丁目3番地区建築協定区域
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



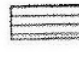


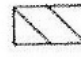




位置図



地区施設・パークロード等の位置



-  パークロード
-  パークロードの交差点
-  地区施設
-  コモン
-  幹線道路（公道）
-  フットパス
-  ゴミ置場
-  専用宅地

